

「商標登録円滑化改革の大々的な推進に関する工商総局の意見」

(国家工商行政管理総局)

2016年7月14日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 商標登録円滑化改革の大々的な推進に関する工商総局の意見

各省、自治区、直轄市及び計画単列市、副省級市工商行政管理局、市場監督管理部門 御中

政府の簡素化と地方への権限委譲、緩和と引締めのご組合せ、サービスの改善に関する國務院の施策と要求を実施し、市場の活力をいっそう引き出し、大衆による起業、万人によるイノベーションを促進するため、工商総局は、商業制度改革をさらに強化し、商標登録の円滑化を大々的に推進することを決定した。

## 一. 改革の上位方針

中国共産党第18回全国代表大会、第18期中央委員会第2回全体会議、第3回全体会議、第4回全体会議、第5回全体会議の精神を指針とし、商標ブランド戦略の実施を徹底し、商標登録と管理に存在する問題の解決に指向し、商標登録の円滑化を主軸とし、商標出願チャンネルの開拓、商標登録手続きの簡素化、商標登録の流れの最適化、商標審査システムの改善、商標の信用に対する管理監督の強化を手段とし、出願者の商標登録出願にさらなる便宜を図り、商標審査の効率を上げ、商標の公共サービス水準を高め、ブランドの主導的役割をよりよく発揮し、ブランド経済の発展を促進する。

## 二. 商標出願チャンネルを開拓し、出願者に利便を提供する

(一) 地方に商標登録出願の受理を委託する。地方の工商、市場監督管理部門は、商標局の委託を受け、地方政務ホール又は登録ホールに商標受理処を設置し、商標登録出願受理などの業務を代行する。2016年、四川省雅安市、浙江省台州市などでモデル事業を実施し、モデル事業の状況をもとに段階的に増設する。

(二) 北京市以外の場所に商標審査協力センターを設立する。地域経済の発展水準と商標出願の規模をもとに、北京市以外に合理的に配置し、商標審査協力センターのモデル事業を実施する。商標審査協力センターは、商標局の委託を受け、商標審査などの業務を担当する。2016年にモデル事業を開始し、モデル事業の状況及び業務上の必要性に応じて適時増設する。

(三) 地方登録商標質権設定登録申請受理所を設立する。地方の商標質権設定による融資の経験を入念に総括し、全国に新たに設立された26の登録商標の質権設定登録申請受理所に対する業務指導を強化する。2017年より、全国規模で登録商標質権設定登録申請受理所を段階的に増設する。

(四) オンライン出願を推進する。商標代理機構のみに限られていたオンライン出願の対象をすべての出願者に開放・拡大する。商標登録出願の受け入れのみに限られていたオンライン出願の範囲を商標の存続期間更新、譲渡、登録抹消、変更などの商標業務の申請に段階的に拡大する。2017年より、出願人は、商標登録を出願する場合、インターネット、所在地の商標受理処又は商標局登録ホールを通じて行うことができる。

## 三. 手続簡素化の流れを最適化し、出願者に良質なサービスを提供する

(五) 商標登録の流れを最適化する。内部手続きの調整などを通じて、商標登録出願受理通知書の交付期間を6か月前後から3か月以内に短縮する。一部の商標登録出願の書類及び手続きを簡素化する。商標の書式と簡略化された商標の公文書を整理する。登録商標の後続業務高速審査制度を開通する。

(六) 商標登録の証明方式を変更する。部門間の情報共有検査を推進し、関連部門及び事業者が商標登録状況の検査時に、商標データベースを通じて確認できるようにする。商標

局の登録商標状況の書面の証明が確かに必要である場合、商標局は、商標保存記録の写しに「商標登録証専用印」を押印する形で手続きを行い、「商標登録証」は発行しない。手続期間を短縮し、商標登録ホールに直接出願を行う場合はその場で手続きを行う。郵送による手続きを行う場合は、商標局が5営業日以内に郵送手続きを完了する。マドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の商標登録証の手続方式に変更はない。

(七) 商標登録の全過程の電子化を段階的に推進する。商標関連文書の受発送の方式の見直しを図り、電子商標登録証、電子発送業務を積極的に推進する。商標データベースを開放し、地方の工商部門、市場監督管理部門が商標データベース情報を活用し、商標の管理監督を強化するよう導く。内部の事務プラットフォーム、社会サービスプラットフォームの「2つのプラットフォーム」の構築を強化し、中国商標ネットのサービス・経験を高め、オンライン照会、オンライン出願、オンライン公告システムの高速度・高度化を推進する。

(八) 商標窓口のサービス水準をさらに高める。商標登録ホールの窓口サービス業務について、コミュニケーションサービスチャネルを開通し、商標に関する相談サービスの質を高める。受け入れ可能な商標サービス項目リスト及び各種商標出願の方式審査の基準を公表し、出願人に明確な指針を提供する。商標受理処などの商標サービス窓口の適正化を強化する。

#### **四. 商標審査システムを整備し、商標審査の効率を高める**

(九) 商標審査業務の一部を委託し、サービス業務全般の外注を実施する。「工商総局關於完善商標審査機制、提高審査工作效率的意見（商標審査システムの整備、審査業務効率の向上に関する工商総局の意見）」（工商人字〔2014〕73号）で明確にされた改革事項の整理を行い、実施が徹底されていない場合、2016年内に確実に実施した上で、審査体制の仕組み改革のさらなる推進を図る。

(十) 単独審査制を積極的に推進する。商標局は、国際商標登録及び商標異議申立ての決定について単独審査を推進する。商標審査協力センターの2016年の単独審査の比率を70%以上に拡大し、9か月の法定期間を確保した上で、商標審査期間の短縮を目指す。

(十一) 商標審査の重点配分を合理的に行う。商標業務の量に応じて商標審査、商標評議・審査を合理的に配分し、商標局、商標評審委員会の「3つの規定」（主要責務の規定、内部機構の規定、人員構成の規定——訳注）構想を同時に改訂する。商標審査協力センターは、商標出願件数の変化に柔軟に対応した人事システム、管理システムを構築する。

(十二) 品質管理監督システムを整備する。商標審査、商標評議・審査の品質管理監督システムを構築し、抽出検査の比率を合理的に確定する。商標審査協力センターは、商標業務の「三つの無作為、一つの公開」（無作為の取得、無作為の発行、無作為の抽出検査、及び商標業務に関する情報の迅速な公開）制度を構築する。商標審査協議制度を整備し、重大事件、難解事件について、商標局が率先して集団研究協議を行い、商標審査の品質を着実に高める。

(十三) 審査経費支給の仕組みを改善する。現行の経費計算、支給方式の見直しを図り、商標審査業務の遂行に必要な経費について、購入サービスの形式を用いて、単一案件の審査コスト及び審査件数を根拠として保障する。経費の前払いシステムを実行する。審査業務の奨励の仕組みの構築と改善を図る。

#### **五. 商標の信用に対する管理監督を強化し、商標ブランド戦略を踏み込んで実施する**

(十四) 商標の信用に対する管理監督を強化する。ビッグデータ、クラウドコンピューティングなどの情報手段を存分に活用し、商標の管理監督を強化する。商標権侵害・詐称、商標の冒認出願、違法な商標代理行為などの情報を情報公示システムに組み入れ、信用失墜行為に対する懲罰を強化する。中華商標協会による商標代理業界の自主規制の強化を支

援し、商標代理の水準向上を図る。

(十五) 商標ブランド戦略を踏み込んで実施する。商標ブランド戦略のモデル事業・業務を革新、推進し、産業、地域における商標ブランド構築を強化する。国レベルの商標ブランド評価指標体系を構築し、第三者による中国商標ブランドリスト及び「中国商標ブランド発展報告」の公表を主導し、支援する。世界知的所有権機関との協力を強化し、「中国商標金賞」選出活動を実施する。中国国際商標ブランドウィークを開催する。

(十六) 地方統一市場管理監督の枠組みの下での知的財産総管理法執行モデル事業に関する調査研究及び指導を強化する。各地の知的財産総管理法執行改革の状況に関する調査研究を掘り下げて実施し、緊密に注目し、統一市場管理監督の枠組みの下での知的財産総管理法執行の経験及び方法を迅速に総括する。地方の創造精神を尊重し、条件が整った地方の統一市場管理監督の枠組みの下での知的財産総管理法執行モデル事業を支援する。

## 六. 保障措置

(十七) 組織の指導を強化する。総局は、劉玉亭氏をグループ長とし、馬正其氏、劉俊臣氏を副グループ長とする商標登録円滑化改革指導グループを結成し、業務活動、統括的協調をもとに、弁公庁、総合司、法規司、人事司、商標局、商標評審委員会、経済情報センター、宣伝センター、中華商標協会、商標審査協力センターなどの機関の調整を図り、業務を効果的に実施する。指導グループの事務局は商標局に設置する。

(十八) 経費の保障を強化する。商標業務の経費及び情報化の維持管理経費の保障を強化し、商標出願の1件あたりのコスト及び年間出願件数の変化状況に応じて、商標審査協力センター及び商標受理処を円滑に運営するための保障経費を確保する。商標ブランド戦略の経費保障を強化する。

(十九) 情報化の保障を強化する。商標情報化整備の業務機構及び業務システムのさらなる構築・整備を図り、経済情報センターの統括的協調、技術統制業務を適正に行う。商標局、商標評審委員会、商標審査協力センターが専門の情報化機構を設立し、情報化要員の配置を強化する。商標情報化システムの高度化・改造の速度を上げ、情報化支援能力を全面的に高め、商標の他地域での受理、審査、公文書発行、証書発行などのサブシステムを構築する。商標のスマート検索を模索し、商標自動化システムのセキュリティ監視を整備し、商標登録の円滑化に向けた各種取り組みの着実な実施を保障する。

(二十) 人材の確保を強化する。商標の審査・審理チームの専門化の推進に努め、審査・評価要員の力量の充実を図り、商標補助要員の持続性の管理及び研修を強化する。幹部交流、交代勤務、研修などを通じて、政治的素養に優れ、業務に精通し、品行方正な資質の高い商標人材チームを構築する。

(二十一) 周知・誘導を強化する。正しい世論志向を堅持し、各種メディアを存分に活用し、周知を強化し、商標登録円滑化改革に対する社会の支援を誘導し、改革に向けて優れた世論の雰囲気、社会環境を醸成する。

(二十二) 法的な保障を強化する。商標登録円滑化改革の必要に応じて、「商標法」などの法令の改正を積極的に推進し、総局の規則、規範性文書の「立案、改正、廃止」を大々的に実施し、改革に適さない規定を廃止し、改革の成功経験及び実効性の高い取り組みを速やかに総局の規章に格上げし、改革の円滑な実施を法的に保障する。

工商総局

2016年7月14日